別表第十三その三(第八十六条の七関係) (平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防 省令4・一部改正)

文書番号

発簡年月日

(都道府県知事) 殿

(防衛大臣) 回 (陸上総隊司令官等) 回

処 分 要 請 書 (取扱物資の保管)

自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第103条第1項本文 第103条第2項

のとおり取扱物資の保管に係る処分を要請する。

種 類	
数量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管すべき理由	
連絡先	
備考	

備考:用紙は、日本産業規格A列4番とする。

注意事項

- 1 「種類」の欄には、保管する物資が特定できるような事項を記載する。 (例えば、具体的な医療品、燃料、建築用資材、食料等の種類)
- 2 「数量」の欄には、保管する物資の個数、重量等を記載する。
- 3 「保管すべき場所」の欄には、保管場所が特定できるような事項を記載 する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内又は同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

- 4 「保管すべき期間」の欄には、保管の開始及び終了の期日(終了の期日 があらかじめ決定していない場合においては、開始から一定の期間後の特 定した日)を記載する。
- 5 「保管すべき理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、取扱物資 の保管を命じる目的、必要性等について記載する。
- 6 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連 絡先を記載する。
- 注: 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に取扱物資の保管を 行わせることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、 関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。